

大阪地方最低賃金審議会総会

第355回本審議会議事録

1 日 時

令和5年8月7日（月） 16時00分～16時20分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

3 出 席 者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、清水委員、鈴木委員、土井（沙）委員、松井委員

（使用者代表委員）

北畠委員、柴田委員、土井（玲）委員、平岡委員、丸山委員

（事務局）

木原労働局長、樋口労働基準部長、井手賃金課長、稲田主任賃金指導官、林賃金指導官、
中島賃金指導官、上地最低賃金係長、福井専門監督官

4 審議事項

（1）大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について

（2）大阪府最低賃金の改正決定について

（3）その他

(開会16時00分)

稲田主任

大変お待たせして申し訳ありません。ただいまから、大阪府最低賃金審議会第355回総会を開催いたします。

はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴の皆様には、既に御渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員6名、労働者を代表する委員6名、使用者を代表する委員が5名の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

それでは、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

衣笠会長

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事(1)の「大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告について」に入ります。

まず、専門部会の審議期間中に、中央最低賃金審議会の目安が答申されましたので、事務局から、説明してください。

井手課長

井手でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度地域別最低賃金改定の目安について御報告させていただきます。

令和5年7月28日、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において、令和5年度の各都道府県の引上げ額の目安については、Aランクは41円、Bランクは40円、Cランクは39円という結果で取りまとめられました。

また、以上につきまして、同月28日、中央最低賃金審議会において答申され、決定をしたところでございます。

今年度の目安が示した引上げ額の全国加重平均は1,002円となりまして、引上げ率に換算いたしますと4.3%となります。

報告は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

それでは、専門部会の審議結果について事務局から説明をお願いします。

井手課長

では、ただいまから御配りいたします大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

令和5年8月7日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子 殿
大阪地方最低賃金審議会 大阪府最低賃金専門部会 部会長 森詩恵
大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月4日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2023」（同日閣議決定）に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察（オンライン）等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額及び効力発生の日については労使の意見の一致に至らず、公益委員見解をもって、下記のとおりとする結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、答申したことを報告する。

（公益委員見解）

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するに当たり、緩やかに景気は回復しているものの、円安傾向、原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素につき特に次の点を注視した。

労働者の生計費については、消費者物価指数が高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数が引き続き高い水準であること、中小企業の業況判断は昨年からの改善が見られるもののマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額に係る公益委員見解を導いた。

効力発生の日については、改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和5年10月1日とした。

なお、今回の答申に当たっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正がエネルギー価格や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策についてさらなる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること。

② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り

越す等税制を含めてさらなる政策を検討すること。

③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと。

④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと。

⑤ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること。

（大阪労働局への要望）

① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと。

② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること。

③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること。

④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと。

⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること。

⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること。

記。

大阪府最低賃金

- 1 適用する地域、大阪府の区域内
- 2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,064円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日、令和5年10月1日

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。ただいま事務局から報告書を読み上げいただきましたが、何か御意見、御質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（ な し ）

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、次に、議事（２）の大阪府最低賃金の改正決定についてに入ります。

先ほどの報告のとおり、本年度の大阪府最低賃金の改正決定につきまして、専門部会において公益委員見解の結論が得られましたので、最低賃金専門部会の決議に関する了解事項に基づき、最低賃金審議会令第6条第5号の規定により、大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書のとおり、専門部会の決議となりますので、既に当審議会として答申しているところではありますが、再度、局長へ直接答申いたします。

稲田主任

会長、局長、指定の場所へ移動をお願いします。

ただいまから撮影を許可しますので、取材の方はよろしく願いいたします。

（会長から答申文を局長に手交する。）

稲田主任

こちらのほうで撮影は終了とさせていただきます。

会長、局長、席へお戻りください。

木原局長

ただいま、大阪府最低賃金につきまして、答申をいただきました。

委員の皆様におかれましては、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023及び経済財政運営と改革の基本方針2023に配意の上、改定審議に御尽力いただき、真摯な御議論を重ねていただき、本日答申を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、本答申を尊重し、異議申出に係る公示等、所定の手続を進めてまいります。

当局といたしましては引き続き、最低賃金の周知徹底と履行確保につきまして、全力を挙げて取り組む所存でございます。

また、答申に併せて御要望いただいた事項につきましても、関係省庁及び関連する団体等とも連携の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが御礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

衣笠会長

それでは、大阪府最低賃金の今後の手続について、事務局から説明をお願いします。

稲田主任

大阪府最低賃金の今後の手続について御説明申し上げます。

本日8月7日付けで審議会の答申の要旨及び異議の申出についての公示をいたします。

異議申出の締切日は8月22日火曜日となり、異議申出がございましたと、8月23日に開催予定の第35

6回総会におきまして、異議申出について諮問し、御審議をお願いすることになります。
事務局からの説明は以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。
ただいまの御説明について何か質問等ございましたらお願いします。

柴田委員

使用者委員柴田です。先ほど労働局長から最低賃金の周知、広報については全力で取り組んでいくというありがたいお言葉をいただきまして、どうもありがとうございます。

ただ、専門部会でも議論になったのですが、労働局の広報の予算というのはあまりにも少なすぎるというのが実感でございますので、ぜひ予算を大幅に確保していただいて本当に効果的、実効力のある周知広報をよろしくお願いします。

最低賃金、昨年も大阪は過去最大の31円、今年はさらに10円アップして41円ということになりますので、しっかりと周知広報していただいて、さらに中小企業、小規模事業者が賃金引上げの環境をつくりやすい各支援策がきっちり活用できるようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

衣笠会長

御意見ありがとうございました。
ほか、ございますでしょうか。お願いします。

木原局長

御意見をいただきましてありがとうございました。

すぐに予算の大幅な確保ということは難しいかもしれませんが、予算はなくても頭を使ってどんな周知広報ができるかということなど、予算と、それから知恵も含めていろいろ対応させていただきたいと思います。いろいろな施策の活用といったことにつきましても、御意見を重く受け止めてしっかり対応していきたいと思います。どうもありがとうございました。

衣笠会長

ありがとうございました。
そうしましたら、それでは最後に議事（3）のその他に入ります。
事務局から何かございますでしょうか。

井手課長

事務局でございます。地域別最低賃金専門部会の議事の公開につきまして、本年度継続して審議を行い、同専門部会の規程の改正を審議する必要がございます。

本総会におきまして、地域別最低賃金専門部会運営規程の改正に係る結論を得るまで専門部会を存

続していただきますよう御諮りいただきたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

衣笠会長

ただいまの事務局からの説明につきまして御意見等ございますでしょうか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、地域別最低賃金専門部会運営規程の改正に係る結論を得るまで同専門部会を存続するというところでよろしいでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、地域別最低賃金専門部会運営規程の改正に係る結論を得るまで同専門部会を存続するという事にさせていただきます。

では、最後に、労働者を代表する委員、何かございませんか。

(な し)

衣笠会長

では、使用者を代表する委員は何かございませんか。

柴田委員

答申文は委員の方にも配付されないのですか。報告書は今日配付していただきましたけれども。

衣笠会長

事務局、いかがでしょうか。

井手課長

改めて御用意させていただきたいと思います。本日は手元に御配りするものは御用意しておりません。申し訳ありません。

木原局長

すみません。ふだんでしたらこれで諮問しました、これで答申がありましたというのを皆さんに写しとして御配りをするところなんですが、今日、専門部会で長時間にわたりいろいろ御協議いただいたりして、時間も押しておりますけれども、ちょっとその段取りが不十分でした。おわび申し

上げます。

衣笠会長

御指摘ありがとうございました。御答えありがとうございます。よろしく願いいたします。
事務局からほか何かございますか。

(な し)

衣笠会長

では、以上で本日の審議は全て終了いたしました。
次回の総会は、異議申出があれば8月23日水曜日午前10時から開催することいたします。
各委員の皆様には大変暑い中、御苦労さまでした。
それでは、これをもちまして本日は閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会16時20分)